

令和5年度 推薦 入 学 者 募 集 要 項

鹿 児 島 県 立 鹿 屋 農 業 高 等 学 校

〒893-0014 鹿屋市寿2丁目17番5号

電話 0994-42-5191 F A X 0994-42-4900

本募集要項は、令和5年度鹿児島県公立高等学校入学者選抜実施要綱の〔3〕推薦入学者選抜に基づき必要な事項を定める。

1 推薦入学者選抜を実施する目的

受検者の多様な能力・適性や意欲・関心・努力の成果等について優れた面を積極的に評価する。当該学科への興味・関心を持ち、学習意欲のある生徒の入学を促進し、学校の活性化を図り魅力ある学校づくりを進める。

2 推薦入学者選抜を実施する学科

全学科(農業科・園芸科・畜産科・農業機械科・農林環境科・食と生活科)とする。

3 推薦入学者の募集定員

当該学科募集定員の100分の30以内とする。

4 出願資格

次の(1)～(6)に掲げるいずれにも該当する者で、在学している中学校等の校長(以下「中学校長」という。)が推薦する者とする。

(1) 令和5年3月に本県の中学校等を卒業する見込みの者

(2) 当該学科を志願する動機や理由が適切である者

(3) 当該学科に入学する意思が確実である者

(4) 当該学科に対する適性及び興味・関心を有する者

(5) 当該学科の教育を受けるにふさわしい学業成績である者

(6) 「学業・特別活動」に対して優れた能力を有する者又は「スポーツ」活動において優れた資質や実績を有する者又は「農業経営者」を希望する者

ア 「学業・特別活動」に対して優れた能力を有する者とは、入学後の勉学に対する明確な目的意識を持ち、本校の教育内容を十分に習得する能力を有すると考えられる者、若しくは生徒会活動や農業クラブ活動、地域活動、ボランティア活動等においてリーダーシップを発揮し、本校の特別活動等の推進に貢献する意欲のある者のことである。

イ 「スポーツ」活動において優れた資質や実績を有する者とは、本校でその技能をさらに伸ばしようという意志が確実で、3年間の部活動を続けられる者のことである。

ウ 「農業経営者」を希望する者とは、農業についての興味・関心が高く、将来農業自営または農業法人等就職を志し、農業科・園芸科・畜産科への入学を希望する者のことである。

5 出願期間

令和5年1月20日(金)から令和5年1月26日(木)正午(必着)までとする。

(受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。)

6 出願手続等

(1) 推薦入学志願者は、中学校長を経て、本校所定の「入学願書(推薦入学者選抜用)」(※左上肩に「推薦」と朱書きされたもの)を提出する。

(2) 「入学願書(推薦入学者選抜用)」の提出は、1人1学科とする。

(3) 入学検定料として、鹿児島県の収入証紙2,200円分を「入学願書(推薦入学者選抜用)」の所定の場所に貼付する。

(4) 中学校長は、「推薦入学願書」、「推薦入学者選抜出願総括表(様式2-2)」、「推薦書(様式10)」、「調査書(様式4-1)」、「成績一覧表(様式5-1及び5-2)」を出願期間内に提出する。

(5) 農業科・園芸科・畜産科への入学を希望する者で、「農業経営者」による推薦入学を希望する者は、出願時に「農業経営者推薦入学志願者調書」を添付する。

(6) 特別な理由等で年間の欠席日数が30日以上の方については「自己申告書(様式20)」を中学校長を経て提出することができる。

(7) 1校1人の受検者が受検する場合は顔写真(タテ4cm×ヨコ3cm)を添付する。裏面には中学校名、氏名を記入する。

(8)願書を受け付けた場合には、一括して出身中学校長へ受検票を交付する。なお、受検票の郵送を希望する場合には返信用封筒（長形3号を使用し、簡易書留料を含む404円分の切手を貼付した上、中学校の所在地・郵便番号・宛名を明記する。）を添える。

7 選抜の方法

選抜は、中学校長の提出する書類及び作文、面接等の結果を総合して行う。

8 作文・面接 推薦入学志願者全員について行う。

- (1) 期 日 **令和5年2月3日(金)** (追選抜 **令和5年2月16日(木)**)
(2) 場 所 本校
(3) 日 程 9:10～9:30 受付
9:30～9:40 諸注意
9:50～10:40 作文(600字程度)
11:00～ 面接

9 追選抜

新型コロナウイルス感染症の感染又は感染が疑われたことにより、**令和5年2月3日(金)**に受検できなかった入学志願者に対しては**令和5年2月16日(木)**に追選抜を実施する。

(1) 申出期間

令和5年1月27日(金)から令和5年2月3日(金)正午までとする。

(受付時間は、締切日を除き、平日の午前8時30分から午後4時30分までとする。)

(2) 手続等

ア 追選抜を受検する入学志願者は、出身中学校長に申出を行う。

イ 追選抜を受検する入学志願者からの申出を受けた出身中学校長は、その旨を申出期間内に本校校長に申し出るものとする。

ウ イの申出の後、追選抜を受検する入学志願者は、必要な書類を出身中学校長を経て、本校校長に提出する。

(3) 提出書類

ア 追選抜受検申出書(様式22-1)

イ 「診断書」等医師の判断を示すことを証明できる書類又は追選抜に係る理由書(様式23-1)

10 検査当日の感染防止対策等について

検査当日の感染防止対策等について(別紙)による。

11 選抜結果の通知及び発表等

(1) 推薦入学者の選抜結果については、**令和5年2月9日(木)(追選抜は2月17日(金))**に中学校長あてに電話で連絡するとともに、「推薦入学者選抜結果通知書(様式11)」及び「推薦入学許可予定通知書(様式12)」を送付する。

(2) 推薦入学許可予定者については、学力検査は行わない。

(3) 推薦入学許可予定者は、**令和5年2月13日(月)(追選抜は2月21日(火))正午まで**に、「入学確約書(様式14)」を本校校長に提出する。原則として、高等学校入学者選抜学力検査を受検することはできない。

(4) 推薦入学許可予定者の合格発表は、高等学校入学者選抜における合格者として、**令和5年3月15日(水)午前11時以後**、本校において受検番号で発表する。

(5) 合格者は**令和5年3月17日(金)午後0時30分までに保護者同伴で集合**すること。入学式までに準備すべき書類の交付、その他必要事項についての説明を行う。なお、農業科・園芸科・畜産科の全員及び農業機械科・農林環境科・食と生活科の自宅からの通学が困難な男子生徒には、入寮・入舎説明会を行う。

(6) 選抜の結果、不合格となった者は、改めて本県公立高等学校入学者選抜学力検査を受検することができる。

ア 本校の同一学科へ志願する場合

推薦入学者選抜の受検票を本校校長に出願期間内に提出し、改めて受検票の交付を受ける(出願とみなす)。入学願書、調査書の提出及び入学検定料の納入は必要としない。

イ 本校の受検した学科以外の学科へ志願する場合

推薦入学者選抜の受検票を本校校長に出願期間内に提出し、出願変更期間内に出願変更の手続きを行う。入学検定料の納入は必要としない。

ウ 推薦入学者選抜と異なる高等学校への入学を志願する場合

推薦入学者選抜の受検票を本校校長に出願期間内に提出し、出願変更期間内に出願変更の手続きを行う。この場合、入学検定料の納入が必要となる。